

化学物質等安全データシート

作成日 2012年09月13日

【1. 化学物質等及び会社情報】

化学物質等の名称：強化液（中性）消火薬剤（SKNT）
会社名：株式会社モリタ防災テック
住所：東京都港区芝2丁目5番6号芝256スクエアビル8階
電話番号：03-3798-5120
FAX番号：03-3798-5121

【2. 危険有害性の要約】

GHS 分類

物理化学的危険性：情報なし
健康に対する有害性：急性毒性(経口) 区分5
皮膚腐食性/刺激性 区分3
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分2B
皮膚感作性 区分1
生殖毒性 区分1B
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) 区分1
(中枢神経、腎臓、心臓、呼吸器官)
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) 区分1
(中枢神経、心臓、呼吸器官)
環境に対する有害性：水生環境急性有害性 区分外
上記で記載が無いものは、分類できない、分類対象外

GHS ラベル要素：

絵またはシンボル：



注意喚起語：危険

危険有害性情報：

- ・ 飲み込むと有害のおそれ
- ・ 軽度の皮膚刺激
- ・ 眼刺激
- ・ アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・ 臓器（中枢神経系、腎臓、心臓、呼吸器）の障害
- ・ 長期または反復ばく露による臓器（中枢神経系、呼吸器、心臓）の障害

注意書き：

（予防策）

- ・ 使用前にMSDSを入手すること。
- ・ 本MSDSを読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・ 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ この製品を使用する時は、飲食または喫煙をしないこと。
- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。

（対応）

- ・ 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 暴露または暴露の懸念がある場合、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 取り扱った後、手を洗うこと。

（保管）

- ・ 容器を密閉し、直射日光をさけ熱源から離れた換気のよい場所で施錠して保管すること。

（廃棄）

- ・ 内容物や容器等の、製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

【3. 組成、成分情報】

単一の化学物質・混合物の区別：混合物

成分及び含有量

内容成分 (化学名又は、慣用名)	含有量 〔wt%〕	化学特性 (構造式)	CAS	P R T R法
アミド硫酸アンモニウム	5 ~ 10%	$\text{NH}_2\text{SO}_3\text{NH}_4$	7773-06-0	対象外
難燃剤	5 ~ 10%	企業秘密	あり	対象外
可溶化剤	25 ~ 30%	企業秘密	あり	対象外
エチレングリコール	5 ~ 10%	$\text{HOCH}_2\text{CH}_2\text{OH}$	107-21-1	対象外
腐食抑制剤	1 ~ 5%	企業秘密	あり	対象外
特殊フッ素系界面活性剤	5 ~ 10%	企業秘密	あり	対象外
pH調整剤	1%以下	企業秘密	あり	対象外
水	残%	H_2O	あり	対象外

PFOS 不使用

【4. 応急措置】

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡を取りその指示に従う。

吸入した場合

- ・ 空気の新鮮な場所で安静にする。
- ・ 水でうがいをする。

皮膚に付着した場合

- ・ 直ちに多量の水で洗い流す。

眼に入った場合

- ・ 眼と接触した場合は、直ちに多量の水で洗浄する。症状が出た場合等、必要に応じて医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・ 被害者が意識のある場合、水で口の中を洗浄する。
- ・ 吐き出させ、速やかに医師の診断を受ける。

応急措置をする者の保護

- ・ 救助者が有害物質に触れないよう、適切な保護具（暴露防止及び保護措置の項参照）を着用する。

【5.火災時の措置】

消火剤

- ・本製品は不燃性である。

特定の消火方法

- ・製品（消火剤）は不燃性である。
- ・火災に暴露されている容器等及び周辺に散水して冷却する。
- ・火災発生場所の周囲にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

【6.漏出時の措置】

人体に対する注意事項：

- ・作業者は必ず保護具（暴露防止および保護設置の項を参照）を着用する。
- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分な換気を行う。
- ・漏出した場所の周囲にはロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項

- ・漏出物が河川、公共水路等に流れ込むのを防止する。

除去方法（回収・廃棄）

- ・漏出液を密閉可能な容器にできる限り集める。
- ・残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。

二次災害の防止

- ・漏出した場所の周辺には、作業者以外の立ち入りを禁止する。
- ・万一河川、公共水路等に入った場合、直ちに地方自治体の公害担当者に連絡する。

【7.取扱い及び保管上の注意】

取扱い

- ・容器は注意して取扱い、開ける。
- ・使用時に飲食、喫煙しない。
- ・皮膚との接触を避ける。
- ・眼との接触を避ける。
- ・眼と接触した場合は直ちに多量の水で5分以上洗い医師の診断を受ける。
- ・すべての汚染された衣類は直ちに脱ぐ。
- ・皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹸水で洗う。

技術的対策

- ・取扱い場所の近くにシャワー、手洗い、洗顔設備等を設けその位置を表示する。
- ・作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。
- ・眼/顔面用の保護具を着用する。
- ・適当な保護衣及び眼/顔面用の保護具を着用する。
- ・取扱い後は手洗い、洗顔を十分に行う。

注意事項

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・密閉場所での作業は、十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着用する。

安全取り扱い注意事項

- ・容器、器具、配管等は、ステンレスやプラスチックやガラス等の防錆素材のものを使用する。
- ・容器または梱包袋を転倒させ、衝撃を加え、また引きずる等の乱暴な取り扱いをしてはならない。
- ・手洗い、洗顔等の設備を設け、取扱い後に十分にうがいや手洗いを行うこと。

保管

保管条件

- ・密閉した容器に保管し、使用温度範囲内の場所に保管し、水や他の薬剤と混合しない。

混触禁止物質：該当なし

安全な容器梱包材料

- ・推奨：ステンレス、プラスチック、ガラス、ライニング缶等防錆製の密閉容器

【8. 暴露防止及び保護措置】

暴露軽減設備対策

- ・効率の良い局所排気装置の使用で十分である。

保護具

呼吸器の保護具

- ・簡易マスク

手の保護具

- ・保護手袋(ビニール製、ゴム製)

眼の保護具

- ・保護メガネ(ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

- ・保護服(帯電防止型長袖、長ズボン)、保護靴(帯電防止型)を着用する。

適切な衛生対策

- ・保護具は清潔な一定の場所に保管し、有効期限が切れたものは使用しない。
- ・取り扱い場所の近くにシャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明示する。

【9.物理的及び化学的性質】

物理的状态

形状	: 淡黄色液体
臭気	: 特異臭
pH	: 7.60 (20)
密度(比重)	: 1.185 (20)
凝固点	: -20.5
引火点	: 引火しない
発火点	: 発火しない
爆発特性	: なし
物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲	: データなし

【10.安定性及び反応性】

安定性

- ・常温における取扱い条件では、安定である。

特定条件下の危険な反応

- ・情報なし

避けるべき条件

- ・凍結に注意すること

危険有害な分解生成物

- ・情報なし

【11.有害性情報】

急性毒性

- ・経口マウスLD50 : 3,400mg/kg

局所効果

皮膚刺激性

- ・皮膚への繰り返し接触は皮膚炎を起こすことがある。

眼刺激性

- ・眼と接触すると刺激し、炎症を起こすことがある。

【12. 環境影響情報】

移動性	: 情報なし
残留性/分解性	BOD : 13,000mg/l (特殊フッ素系界面活性剤)
	COD : 16,500mg/l (特殊フッ素系界面活性剤)
	急速分解性を有する(3%希釈水の実測値)
蓄積性	: 情報なし
魚毒性	: 情報なし
環境への影響	: 閉鎖的水域で水質の富栄養化をもたらす恐れがある。

【13. 廃棄上の注意】

残余廃棄物

- ・ 該当法規に従って廃棄処理を行う。(国、都道府県並びに地方の法規条例に従うこと。大気汚染防止法、廃棄法、ダイオキシン類対策特別措置法及び都道府県市町村条例等に基づき処理する)
- ・ 産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、内容を明確にし処理を委託する。
- ・ 廃棄物は焼却処理する。

汚染容器・包装

- ・ 空容器や包装材を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

【14. 輸送上の注意】

容器に漏れのない事を確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み荷崩れ防止を確実にを行う。

【15. 適用法令】

主な適用法令は以下の通りである。

- ・ 消防法 : 消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2第2項の規定に基づく
- ・ 毒物及び劇物取締法 : 該当なし
- ・ 労働安全衛生法 : 施行例別表第9、通知対象物
(アミド硫酸アンモニウム 政令番号20番)
(エチレングリコール 政令番号75番)
- ・ 海洋汚染防止法 : 施行例別表D類物質(エチレングリコール)

【16. その他の情報】

消火薬剤型式番号：薬第 22～6 号

お問い合わせ先

電話番号：03-3798-5120

FAX 番号：03-3798-5121

- ・本MSDSに記載された含有量、物理的及び化学的性質、有害性情報、環境影響情報等の値は、保証値ではありません。
 - ・記載内容については、現時点で入手した情報及び資料に基づいて作成しておりますが、記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので取扱いには注意してください。
なお、注意事項等については通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には、さらに用途用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。
 - ・本MSDSの改定版を受領した場合には、旧MSDSを廃棄下さるようお願いいたします。
-